

法律科目試験問題（刑事訴訟法） 配点 50 点

〔第 1 問〕 次の用語について、関連する刑事訴訟法等の条文に言及しつつ、150 字程度でその意味を説明しなさい。（配点 30 点）

- ① 再逮捕
- ② 接見禁止処分
- ③ 同意書面

〔第 2 問〕 次の設例中の警察官 P の活動の適法性について検討しなさい。（配点 20 点）

T 警察署地域課に所属する警察官（司法巡査）P は、2016 年 9 月 25 日午前 7 時ころ、自転車で T 市内を巡回していたところ、背後で「ドロボー、誰か捕まえて！」という女性の声を聞いた。P がその声を聞いて後ろを振り返ると、黒っぽい服を着て短髪で、黒色サングラスをかけた男性が P の方へ走って来るのが見えた。P は、その様子から男性がひったくりの犯人ではないかと考え、P の横をすり抜けて T 駅の方へ走っている男性に「ちょっと止まれ。」と声をかけながらその左袖をつかんで引き留めようとした。しかしこれによって P は男性に自転車ごと引きずられるような形になり、P と男性はともに転倒した。

P は、男性の左袖をつかんだまま立ち上がらせ、事情を聴くことにしたが、その時にはすでに P らの周囲には人だかりができていた。また人だかりの中から P の方に近づいてきた中年女性が「お巡りさん、おおきに。その人が私のバッグをひったくったんや。」と告げた。そこで、P はこの女性にも事情を聴く必要があると考え、その場から 100 メートルほど先にある T 駅前交番まで 2 人を同道することとした。その途中、男性は「電車に乗り遅れそうになって走ってただけや。オバはんのバッグなんか知らんで。」と話し、実際男性は手に何も持っていなかった。

T 駅前交番に到着後、P が 2 人から事情を聴いたところ、女性は、バッグをひったくられて、とっさに「ドロボー」などと声を上げたものの、犯人の顔を見たわけではなく、P が引き留めた男が犯人と身長と髪型が一致するだけであったことが判明した。しかし、P は男性が犯人であって、盗ったバッグから金目のものだけを抜き取って投棄した可能性もあると考え、男性に所持品を見せるように指示した。しかし男性は、「そんな義務はないはずだ。」と述べて所持品を見せることを拒否し、交番を出ようとした。そこで P は、「犯人でないなら、調べさせてくれ。」と言いながら男性の右肩に手を置いて引き留め、同時に左手で男性の上着の左ポケットを探ったところ、ポケットの中から現金 2 万円とレシートが出てきた。そのレシートを見た女性が「昨日行ったスーパーのレシートに間違いはない。」と申し立てたため、P は男性を窃盗の犯人として逮捕するとともに、上着の左ポケット以外の場所も調べた。しかし、男性はズボンのポケットに小銭数百円を持っていただけで、他に女性が所持していたものを発見することはできなかった。